

新居浜工業高等専門学校電気工作物保安規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、この規程を定める。

(効力)

第2条 校長及び教職員は、電気関係法令、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規程に基づき定めた保安規程（平成22年4月1日制定）及びこの規程を遵守しなければならない。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の監督並びに連絡責任者)

第3条 校長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を総括管理し、契約に基づき保安管理業務受託者（以下「受託者」という。）に指導監督させるものとする。

2 受託者との連絡を担当する職員（以下「連絡責任者」という。）は、総務課施設係電気担当職員とする。

(校長の義務)

第4条 校長は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たって、受託者に意見を求めるものとする。

2 電気工作物の保安に関する受託者の意見は、尊重しなければならない。

3 法に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に係のある場合は、受託者と協議の上、立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法に基づいて行う検査には、受託者の担当者を立ち合わせるものとする。

(電気担当者の義務)

第5条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員（以下「電気担当者」という。）は、受託者がその保安のために行う指示に従わなければならない。

第3章 保安に対する教育等

第6条 校長は、電気担当者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項及び災害その他電気事故が発生したときの措置について、受託者の指導を受け、教育又は指導を行うものとする。

第4章 工事計画及び実施

(工事計画)

第7条 校長は、電気工作物の設置改造等の工事計画を立案するに当たって、受託者に意見を求めるものとする。

2 校長は、電気工作物の安全な運用を確保するための電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事計画を立案するに当たって、受託者に協議するものとする。

(工事の実施)

第8条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、受託者の監督を受けて、これを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合は、常に責任の所在を明確にし、完成した場合は受託者の検査を受けるものとする。

第5章 保守

(巡視、点検及び測定)

第9条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、受託者の定める基準に従い、実施するものとする。

2 電気工作物の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び測定試験の年度実施計画を作成するに当たっては、受託者に協議するものとする。

(技術基準の維持)

第10条 巡視、点検又は測定の結果、法に規定する技術基準に適合しない事項が判明したときは、適切な措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第11条 事故その他異常が発生した場合は、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置しなければならない。

第6章 運転又は操作等

第12条 平常時及び事故その他異常時における開閉器、遮断器及びその他の機器の操作順序及び方法等については、受託者と協議の上、定めるものとする。

2 電気担当者は、責任分界点の開閉器及び遮断器等の操作に当たっては、必要に応じて、高圧電気供給会社の事業所と連絡の上、行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第13条 校長は、非常災害その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するため、受託者と協議の上、適切な措置をとることができる体制を整備しておかなければならない。

(災害時の措置)

第14条 連絡責任者又は教職員は、非常災害時又は事故その他異常が発生した場合は、迅速に受託者に報告若しくは連絡し、その指導を受け、適切な措置をとらなければならない。

2 前項の報告若しくは連絡すべき事項並びに経路は、受電室等の見易い場所に掲示しておかなければならない。

3 連絡責任者は、災害等の発生に伴い、危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録並びに保存

第15条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、受託者の定める様式により記録し、これを3年間保存するものとする。

2 主要電気機器の保守記録は、受託者の定める設備台帳により記録し、これを5年間保存するものとする。

第9章 整備その他

(責任の分界点)

第16条 高圧電気供給会社の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は、引込柱上の過負荷継電器付開閉器の電源側端子とする。

(需要設備の構内)

第17条 本校の需要設備の構内は、別図のとおりとする。

(危険表示)

第18条 校長は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのある場所については、人の注意を喚起する表示をしておかなければならない。

(書類等の整備)

第19条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書並びに関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面及びその他の主要文書については、その写を必要な期間保存するものとする。

第10章 補則

(規程等の改正等)

第20条 この規程の改正及び細則等の制定又は改正に当たっては、受託者と協議の上決定するものとする。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、電気工作物に係る保安について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 41 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。